

[事案 29-351] 転換契約無効等請求

・平成 31 年 3 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 4 月に契約した医療保険（契約①）を平成 28 年 10 月に組立型保険に転換し（契約②）、また同月に終身保険を新たに契約していたが（契約③）、以下等の理由により、契約②および契約③を無効としてほしい。また、契約①に基づき死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)平成 28 年 9 月、募集人は連絡もなく訪ねてきて、保険の更新だと言って、当時医師から余命 6 か月と言われていた配偶者（契約者）を誘導し、サインをさせた。また、募集人の滞在時間は 10 分ほどで、契約内容の説明はなく、説明資料も交付されていない。
- (2)契約時、配偶者は、体調がすぐれないためパジャマ姿で上記手続きに臨み、募集人もその姿を知っている。
- (3)自分は上記手続きには同席せず、隣室でやり取りを明確に聞いた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、契約手続日より前に申立人宅を 2 度訪問し、設計書や転換比較表等の資料を用いて事前に説明したうえで、各契約手続きに至った。
- (2)申立人配偶者は通常の服装で上記手続きに臨み、体調の悪さも見せておらず、募集人は、申立人配偶者が病床に伏していることを知らなかった。
- (3)申立人は上記手続きに同席し、申立人配偶者と一緒に募集人の説明を聞いていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が契約②および③の契約手続きが契約①の更新手続きであると説明したとは認められず、募集人は設計書等の資料を用いて申立人配偶者に一定程度の説明を行っていたと認められるが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人配偶者は、契約手続日時時点で、自身の余命が長くはないことを知っていたと推認され、契約②の死亡保険金が契約①よりも少額であることや、契約②における疾病による死亡保険金額が契約成立後 2 年間は既払込保険料相当額であるにすぎないことを正しく理解できていれば、各契約手続きをすることはなかったものと考えられる。
- (2)申立人配偶者の体調がすぐれない事実を知らなかったことについて募集人に落ち度はないものの、結果として、申立人配偶者が当時の状況下で妥当な意思決定をするに足る説明がなされなかったと評価される。
- (3)一方、申立人は、申立人配偶者が上記手続きをした姿を知っていたことから、少なくとも

一定時間は同席していたものと思われる。仮に同席していなかったとしても、体調のすぐれない申立人配偶者が募集人に誘導されていたのであれば、隣室から移動して、注意を促したり、助言したりすることも可能であった。